【遺族厚生年金の手続きについて】

遺族厚生

■亡くなられた方				様	基礎年番号	F金 }	_
■手続先	•	釧路年金事務所	2階	お客様相	談室	《受付時間	平日8:30~17:15》
■ 7 1967 C		その他()

注意事項:戸籍・住民票は、亡くなられた日以降に発行されたもの、かつ、請求日から過去6か月以内に発行されたものに限ります

注思事!	意事項:戸籍·住民票は、亡くなられた日以降に発行されたもの、かつ、請求日から過去6か月以内に発行されたものに限ります							
チェック 欄	必要書類(チェック欄に✔ がある	6書類が必要です)	備考					
√	年金証書 • 年金手帳	亡くなられた方・請求者	無い場合は、添付不要					
✓	死亡診断書(コピー)	亡くなられた方	必ず添付					
✓	マイナンバー確認書類(マイナンバー通知カート・等)	請求者	無くても手続き可能。但し、請求者のマイナンバー確認書類が 無い場合、世帯全員の住民票等の添付書類が必要。					
✓	預金通帳	請求者(様)	遺族・未支給年金請求書に金融機関の証明を受けた場合は不要					
✓	戸籍全部事項証明(謄本) ※亡くなった方との身分関係が確認できる もの		【本籍地がある市町村で入手】 ・状況に応じて追加の戸籍が必要になる場合があります					
	世帯全員の住民票 (本籍地・続柄記載あり)	請求者 様)	・マイナンバー確認書類の提示 又は 基礎年金番号にマイナンバーが登録されている場合、省略可 ・請求者が亡くなった方と同世帯の場合は省略可					
	所得•課税証明書(令和 年度)		マイナンバー確認書類の提示 又は 基礎年金番号にマイナンバーが登録されている場合、省略可※マイナンバーによる情報連携で課税状況が確認できない場合は、後日提出していただく場合があります。					
✓	年金請求書(遺族年金)様式105号							
✓	本人確認書類	窓口にお越しになる方	【 1 点 】運転免許,国・地方公共団体などの機関が発行 の証明書(写真付き)など 【2点以上】被保険者証(介護、国保など)、年金手帳、年金 証書、印鑑登録証明証など					
\	年金請求書(遺族年金)様式106号		遺族基礎年金を受ける権利を持つ人が複数(2人以上)いる場合、連名での請求となります。					
	未支給年金請求書		亡くなられた方が年金を受けている場合					
	委任状		代理人が手続きする場合					
	子の収入が確認できる書類	18歳到達年度末まで のお子様がいる場合 ※	義務教育終了前は不要 高等学校等在学中の場合は在学証明書または学生証 等 ・20歳未満で障害の状態にあるお子様も含みます。この場 合、別途書類が必要となります。					
	年金加入期間確認通知書		亡くなられた方が共済組合への加入期間があるとき、必要になる場合があります。					
	生計同一に関する申立書		亡くなられた方と請求者が同居していない場合					
	加算額・加給年金額対象者 不該当	当届 様式第205号	亡くなられた方に加給年金があった場合					
	年金生活者支援給付金請求書		亡くなられた方以外、世帯に課税者がいない場合					
	その他()						
	その他()						

- ●太枠内の書類は、お申出により窓口確認後に原本をお返しできますので、原本返却をご希望される場合は、窓口でお申出ください。(一部返却できない書類もあります。)
- ●亡くなられた原因が第三者行為の場合には、別途書類が必要になります。
- ●合算対象期間がある場合は、別途の書類が必要となります。